# 4 安全・安心な地域環境の確保

# ■施策分野の目標とその達成状況

月標	きれいな空気や水を守る
	これ いな 主気 マかと りる
達成状況	大気環境基準達成率は100%となっており、良好な大気環境が保たれています。 公共用水域(河川、湖沼、海域)における水質環境基準の達成率は91.2%であり、一部の 湖沼など閉鎖性水域は依然として低い状況にあることから、事業場等への立入検査による監 視・指導、関係機関と連携した生活排水処理施設の整備など汚濁発生源対策に取り組むことが 重要です。 また、令和元年度の地下水環境基準の達成率は63.9%となっています。 汚水処理人口普及率は95.7%となっており、着実に普及率が向上しています。

Ħ	標	健全な水循環を確保する		
達	成状況	道内各地域において、健全な水循環を確保するための協議会等が設置され、流域環境保全計画の策定数は12流域となっており、流域の関係者が連携・協力する流域ネットワークの形成が着実に進んでいます。		

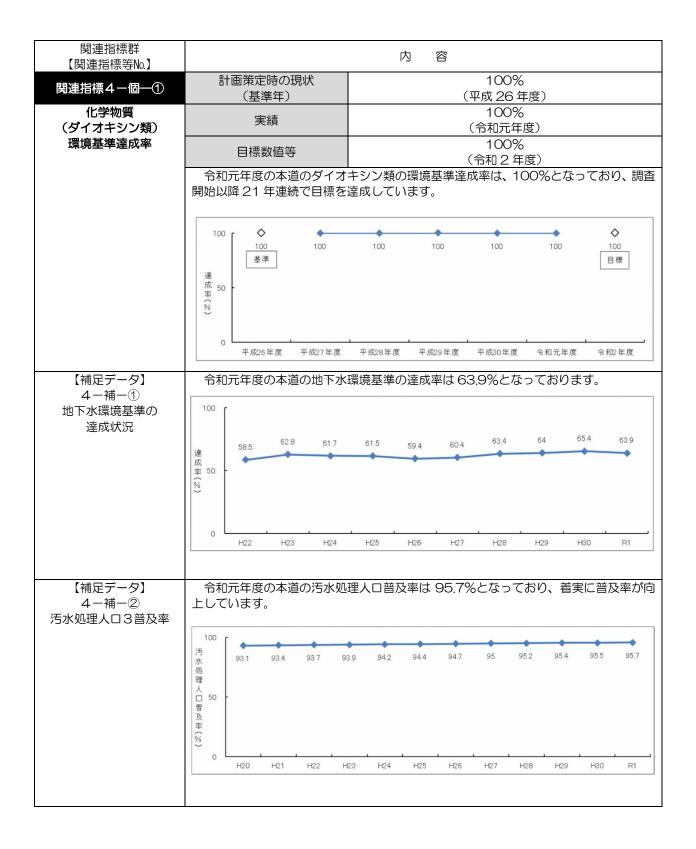
	標	静穏な生活環境を確保する		
達成状況		騒音に関する環境基準達成率は、一般地域は 98.7%、自動車騒音は 98.3%となっており、 目標の達成に向け遅れが見られるため、更なる取組が必要です。 航空機騒音は、測定を行った4カ所のうち、女満別空港及び釧路空港周辺の測定点では環境		
		基準を達成しましたが、新千歳空港周辺及び千歳飛行場の測定点では環境基準未達成の地点があったため、環境基準達成率は50%となり、目標の達成に向けて遅れが見られます。		

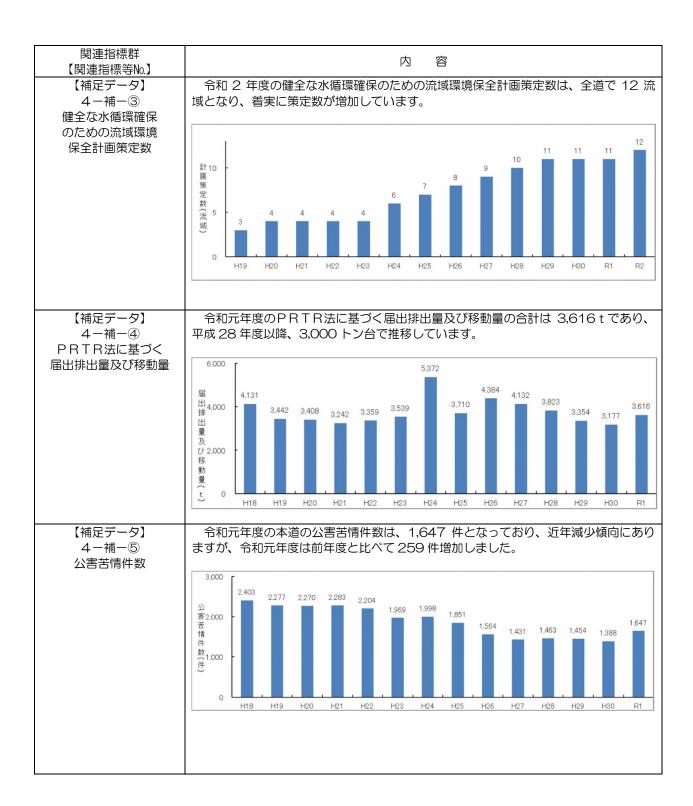
目標	化学物質等による環境リスクの低減を図る		
達成状況	ダイオキシン類の大気、水質、土壌の環境基準達成率は100%となっており、調査開始以降21年連続で環境基準を達成しています。		

### ■関連指標群の状況



関連指標群 【関連指標等No.】		内 容
関連指標4一指一③(2)	計画策定時の現状 (基準年)	97.3% (平成 26 年度)
騒音に関する 環境基準達成率	実績	98.3% (令和元年度)
(自動車)	目標数値等	100% (令和 2 年度)
		関する環境基準達成率(自動車)は、98.3%となっており、 見られるため、更なる取組が必要です。
	100 97.3 96.2 基準 減 50 率 (%)	98.1 98.6 97.1 98.3 100 目標
	平成26年度 平成27年度	平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度
関連指標4一指一③(3)	計画策定時の現状 (基準年)	50.0% (平成 26 年度)
騒音に関する 環境基準達成率	実績	50.0% (令和元年度)
(航空機)	目標数値等	100% (令和 2 年度)
	空港・飛行場のうち女満別空港 新千歳空港周辺及び千歳飛行	関する環境基準達成率(航空機)は、測定を行った4カ所の き及び釧路空港周辺の測定点では環境基準を達成しましたが、 場の測定点では環境基準未達成の地点があったため 50%と 遅れが見られるため、さらなる取組が必要です。
	100 [	◆ 100 目標
	成 50 李 50 50 基準	50 50 50 50
	平成26年度 平成27年度	平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度





## ■令和2年度の主な取組

## 《大気環境の保全》

○ 大気環境の常時監視を行うとともに、ばい煙発生施設等への立入検査を実施しました。 また、苫小牧東部・西部地域及び石狩湾新港地域における大規模工場周辺の生活環境保全を図る ため、公害防止協定を締結している27工場の監視指導を行いました。

## 《水環境の保全》

- 公共用水域及び地下水の常時監視を行うとともに、特定事業場への立入検査を実施しました。 また、石狩川流域など地域の環境保全団体等が策定する流域環境保全計画への助言・支援を行い ました。
- 〇 休廃止鉱山に係る鉱害を防止するため、義務者不存在の4鉱山において、鉱害防止対策事業を実施するとともに、義務者存在の9鉱山に対する坑廃水処理事業に補助を行いました。
- 〇 農業用用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善に併せて、公共用 水域の水質保全を図るため、農業集落排水処理施設の整備(改築)を22地区で行いました。
- 重要な水源地域における荒廃森林や荒廃地等の復旧整備を総合的に行い水源涵養機能の強化と国 土保全及び保安林機能の維持・強化を図るため、水源森林再生対策(1件)、奥地保安林保全緊急 対策(4件)、保安林改良(7件)、保安林緊急改良(19件)、保育(84件)を行いました。

# 《騒音・振動・悪臭防止・土壌汚染・地盤沈下対策》

○ 騒音対策として、航空機騒音実態調査や新幹線騒音環境基準達成状況調査(北斗市、木古内町) を行うとともに、自動車騒音評価システムデータの整備を実施しました。

# 《化学物質等による環境汚染の未然防止》

- ダイオキシン類による大気、水質及び土壌の汚染状況の常時監視を行うとともに、法対象施設を 有する事業場への立入検査を実施しました。
  - また、人の健康等に有害なおそれのある化学物質を取り扱う事業者が自主的に管理し国に排出量等を報告するPRTR制度により、事業者による化学物質の管理の改善が図られています。
- 〇 道産食品の化学物質の残留実態を監視するため、水銀や有機塩素系農薬の残留濃度について、道 産食品15検体の検査を実施しました。

## 《その他の生活環境保全対策》

○ 北海道並びに泊村、共和町、岩内町及び神恵内村と北海道電力株式会社が締結した「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定」に基づき、環境放射線の監視、環境試料中の放射能の測定及び温排水影響調査を実施しました。

また、北海道並びに後志管内16市町村と北海道電力株式会社が締結した「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定」に基づき、環境放射線等の測定を実施しました。

○ 公害苦情相談員を設置し、公害苦情・公害紛争の迅速かつ適切な解決を図りました。(道内の公害苦情処理件数:1,647件)

また、公害防止管理者等への指導(特定工場への立入件数:26件)や、事業者の公害防止組織の整備による自主管理の推進により、公害発生の未然防止を図りました。

# ■課題と今後の方向

○ 大気環境の保全については、引き続き環境基準達成率100%を目指し、常時監視を継続実施す るとともに、排出事業者に対する立入検査等の必要な取組を行います。

PM2.5による大気汚染については、越境汚染とみられる大気汚染高濃度事象が観測されること から、国の動きも注視しながら関係自治体と情報共有して連携の強化を図るとともに、簡易な測定 器による測定体制の効果的な運用等について検討します。

また、大気汚染防止法の改正に伴い特定粉じん排出等作業に関する規制が強化されるため、関係 機関と連携し、アスベストの適正処理の推進に向けた取組を進めます。

- 水環境の保全については、湖沼などの閉鎖性水域における環境基準達成率が依然として低く、ま た、農村地帯等の地下水においては環境基準値を超えて硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出される 事例もあることから、今後も、公共用水域・地下水の常時監視や事業場等への立入検査による監視 ・指導を効率的かつ効果的に実施していくとともに、「全道みな下水道構想IV」を踏まえ、関係機 関と連携して生活排水処理施設の整備など汚濁発生源対策に取り組み、水環境の保全に努めます。 また、健全な水循環の確保の取組を推進するため、引き続き、「流域環境保全計画づくりガイド 」や「北海道eー水プロジェクト」等を活用して、地域関係団体の活動を支援します。
- 道内各地域で水環境保全のための環境団体等による取組が行われており、健全な水循環の確保の ための流域環境保全計画の策定も着実に増加している状況にあることから、引き続き、「流域環境 保全計画づくりガイド」や「北海道eー水プロジェクト」などを活用した環境団体等への活動支援 を行います。
- 騒音対策については、現在環境基準を達成していない新千歳空港及び千歳飛行場の航空機騒音に ついて、今後も常時監視を行い、環境基準の達成状況の把握を行うとともに、騒音防止対策の推進 を図ります。
- 悪臭については、市町村の測定体制の整備の遅れなどから、臭気指数導入が進んでいないことか ら、市町村の臭気指数の導入に向けた取組を推進します。
- 土壌汚染対策については、土地所有者に対し、土壌汚染対策法等に定められている除去等の措置 について周知を行うとともに、汚染土壌処理業者に対し、処理基準による適正な処理が行われるよ う監視・指導を行います。
- ダイオキシン類などの化学物質等については、環境汚染を未然防止に防止するため、引き続きモ ニタリングや法対象施設を有する事業場等への立入検査等を行うとともに、事業者による化学物質 の自主的な管理の改善を促進します。また、道産食品の化学物質の残留濃度調査を実施します。
- その他の生活環境保全対策について、多様化する公害苦情に引き続き対応するとともに、事業者 の公害防止組織整備について指導を継続していきます。

泊発電所周辺における地域住民の健康の確保及び生活環境の保全のため、発電所周辺の環境放射 線等の監視、発電所施設の立入調査、結果の公表など、「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に 関する協定」の的確な運用に努めるとともに、北海道電力(株)に対し、泊発電所に関する安全対 策に万全を期すよう求めます。

## ■施策分野の取組とSDGsの目標(ゴール)

令和2年度の取組結果について、SDGsの目標との関連づけを行った結果は次のとおりです。





















# 5 各分野に共通する施策の展開

# ■施策分野の目標とその達成状況

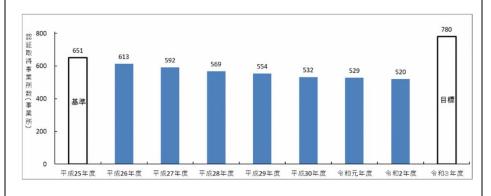
目 標	環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを推進する			
達成状況	日常生活において環境に配慮した行動を行う人(=「環境配慮活動実践者」)の割合は、 令和元年度調査で59.7%と、基準年(平成25年度)に比べ17.1ポイント減少しており、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。			
目標	環境に配慮したライフスタイルの定着を図る			
達成状況	北海道クールアース・デイ(7月7日)を中心とする期間に地球温暖化防止行動を促す取組を集中的に行ったほか、自動車からの温室効果ガス削減を目指す「エコアンドセーフティドライブ」事業の実施などにより、地球温暖化防止に関する普及啓発や、道民一人ひとりが環境への負荷の少ない生活を心がけるよう普及啓発などの取組を進めています。			
目標	事業者の環境に配慮した行動を促進する			
達成状況	環境管理システムの認証を取得している事業所数は520事業所と近年減少傾向にあり、クリーン農業に取り組むYES!clean表示制度の作付面積についても近年減少傾向にあることから、いずれも目標の達成に向けて遅れが見られます。また、環境に配慮した取組を自主的に行う事業所等を登録・認定する「北海道グリーン・ビズ」制度の登録・認定事業所数についても、近年は減少傾向となっています。環境にやさしい農業に取り組む農業者として令和2年度にエコファーマー認定された農業者は1,787件で、令和元年度の有機農業に取り組む農家戸数は466戸となっており、いずれも近年は減少傾向となっています。			
目標	道が行う事務・事業における環境配慮を徹底する			
達成状況	令和元年度の道が行う事務・事業の温室効果ガス排出量は、基準年度(平成 26 年度)に 比べて、44,577t-CO2(15%)減少しており、目標を達成しておりますが、環境への負 荷が出来るだけ少ない物品やサービスを優先して選択する「グリーン購入」については、令 和元年度の道のグリーン購入調達率は94.4%となっており、近年横ばいの状況となって います。			
目 標	環境影響評価の適切な運用を通じて、開発事業における環境配慮を推進する			
達成状況	事業計画段階から環境配慮を検討する手続やインターネットにより公表する制度などを 通じて、早期の事業計画段階からの環境配慮を求めるなど、環境影響評価制度の適切な運用 を図っています。			
目標	環境への配慮を織り込んだまちづくりや地域づくりを推進する			
達成状況	高断熱・高気密・高耐久など一定の基準を満たした住宅である北方型住宅の登録・保管戸数は4,451戸となっており、着実に増加しています。 また、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である長期優良住宅として認定された戸数についても25,091戸と着実に増加しています。			
	T			
目標	地域特性等を踏まえた環境関連ビジネスの振興を図る			
道内の省エネ・新エネ化や地域エネルギーの効率的利用を促進するため、環 達成状況 開発や事業化、技術開発及び実証等を行う事業に対し補助するなど、環境関連 興を促進しています。				
	88万柳88处下生性工士=8大亚中,1995年1905年1994年1995年1995年1995年1995年1995年1995年199			
目標	関係機関等と連携した調査研究・環境保全技術開発を推進する			
達成状況	国や北海道立総合研究機構、道内外の大学、民間企業などが連携して環境保全に係る調査 研究や技術開発を促進しています。			
_ +=	45世間中にクログナフ国際からではサイナフ			
目標	地球環境保全に資する国際的な取組を推進する			
達成状況	新型コロナウイルス感染症の影響により、独立行政法人国際協力機構(JICA)との協力による環境分野における海外からの研修員の受入れについては、令和2年度は実施していませんが、平成20年度からの累計人数は161人となっています。			

# ■関連指標群の状況

関連指標群 【関連指標等No.】		内 容
関連指標5一指一①	計画策定時の現状 (基準年)	76.8% (平成 25 年度)
「環境配慮活動実践者」 の割合	実績	59.7% (令和元年度)
り割ら	目標数値等	80% (令和 2 年度)
	した行動をしている(「やや	道民意識調査」において、日常の生活において環境に配慮行動している」を含む)と回答した人の割合は 59.7%と、ベ 17.1 ポイント減少しており、目標の達成に向けては遅組が必要です。
	100.0   76.8   ◆	80.0 ◆ 59.7 ●
	9.0 平成25年度 平成26年度 <sup>3</sup>	平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度
関連指標5一指一②	計画策定時の現状 (基準年)	297,100t-CO <sub>2</sub> (平成 26 年度)
道の事務・事業 における温室効果ガスの	実績	252,523t-CO <sub>2</sub> (令和元年度)
排出量	目標数値等	281,100t-CO <sub>2</sub> (令和 2 年度)
	CO2 (15%) 減少しました。	排出量は、基準年度(平成 26 年度)に比べて、44,577t- 。今後は、令和 3 年 3 月に策定した「第 5 期道の事務・ づき、さらなる温室効果ガスの排出削減に取り組む必要が
	320,000	286,892 262,392 252,523 目標
		\$28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度

関連指標群 【関連指標等№.】		内 容
関連指標5一個一①	計画策定時の現状	651 事業所
	(基準年)	(平成 25 年度)
環境管理システムの	中維	520 事業所
認証取得事業所数	実績	(令和 2 年度)
	口捶物体空	780 事業所
	目標数値等	(令和 2 年度)
	今かった中ナズに四年が世	シュニーの窓話を取得した声光を粉けらりの声光をレビケ

令和2年度までに環境管理システムの認証を取得した事業所数は520事業所と近年減少傾向にあり、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。



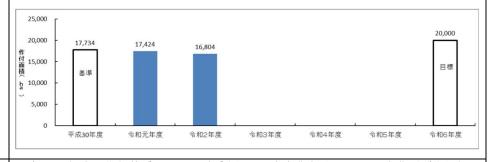
# YES!clean 表示制度作付面積

関連指標5-個─②

計画策定時の現状	17,734ha
(基準年)	(平成 30 年度)
実績	16,804ha
<b>天</b> 模	(令和 2 年度)
口捶粉炼笠	20,000ha
目標数値等	(令和6年度)

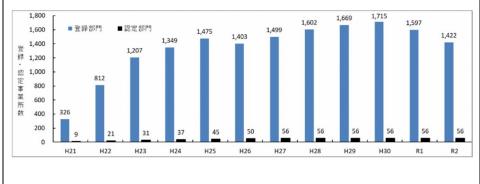
クリーン農業技術の導入など一定の基準を満たした農産物にマークを表示し、栽培情報を提供する YES!clean 表示制度の令和2年度の作付面積は 16,804ha となっており、高齢化等に伴う生産集団の解散や気候変動により病虫害の発生が増加し、基準内での栽培が困難となったことなどにより、作付面積が減少傾向にあります。

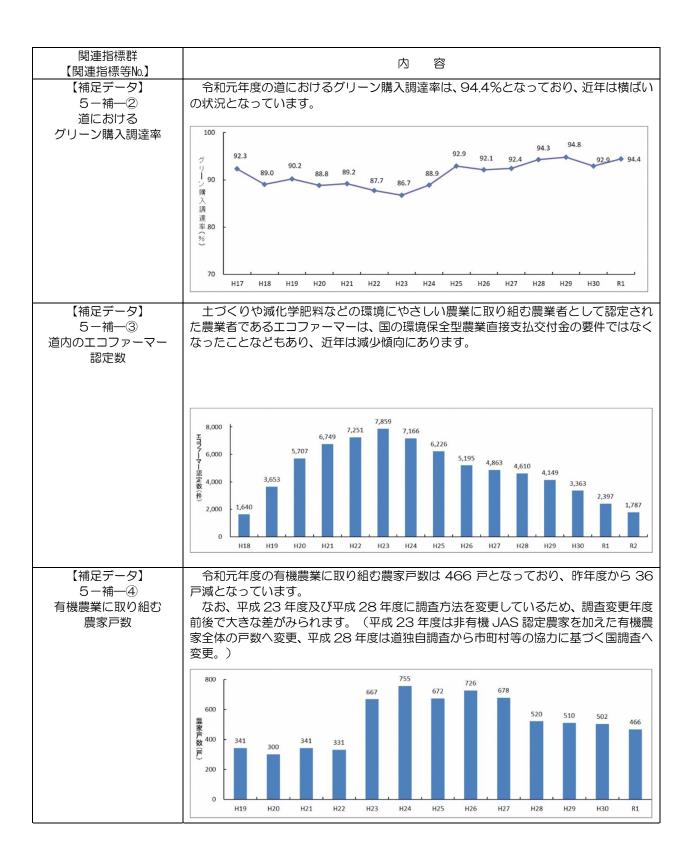
※令和 2 年 3 月の北海道クリーン農業推進計画(第7期)の改定により、個別指標を 登録生産集団数から作付面積に変更しました。

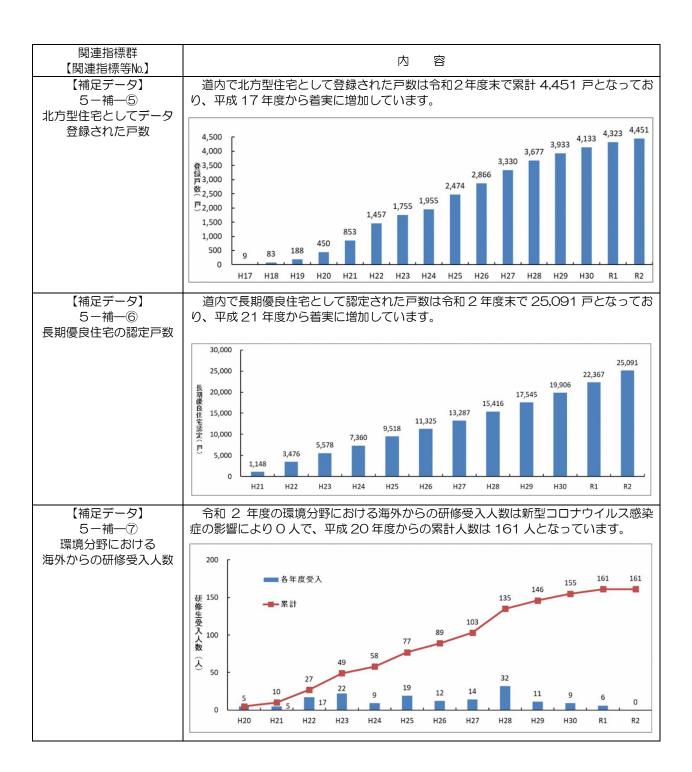


# 【補足データ】 5ー補一① グリーン・ビズ認定制度 による登録・認定事業所数

令和 2 年度の北海道グリーン・ビズ登録・認定事業者は、1,478 事業所(登録部門 1,422 事業所、認定部門 56 事業所)となり、近年は減少傾向となっています。







## 《環境教育の推進・環境に優しいライフスタイルの定着》

- 各種環境学習普及事業を実施するとともに、「北海道地域環境学習講座『ecoーアカデミア』」により専門家を講師として派遣し、地域の自主的な環境学習を支援しました。(10回派遣、469名参加)
- 子どもから大人までを対象とした参加・体験型の環境教育プログラムや指導者の育成を行う「環境の村事業」において、教育実践者を対象とした指導者育成セミナー等を実施し、これまでの活動を取りまとめて公表しました。
- 道内の小・中学校において、家庭における省エネルギーの取組を通じて環境マネジメント手法を 学ぶ環境教育プログラム「キッズ I S O 14000プログラム」を実施しました。(196名参加)
- 人と木や森との関わりについて考えられる豊かな心をはぐくむ「木育」を推進するため、木育教 室や普及啓発イベントを開催しました。
- 本道の環境保全に貢献したい企業の資金を、(公財)北海道環境財団が実施している地球温暖化 防止活動への支援に結びつけ、財団と連携、協力しながら、「地球温暖化ふせぎ隊」の環境教室を オンラインで実施しました。
- 「食育」を推進するため、どさんこ食育推進協議会、食育推進優良活動表彰、「どさんこ愛食食べきり運動」の推進などを実施しました。

## 《民間団体等の自発的な環境保全活動の促進・協働取組の推進》

〇 道民・事業者・行政等が連携して積極的に環境保全活動を推進し、環境負荷の少ない持続可能な 北海道を築いていくため設置された「環境道民会議」において、環境問題について理解を深めるため のセミナーや各参加団体の環境保全活動を促進するための意見交換会を実施しました。

また、民間団体等による自発的な環境保全活動を促進するために設立された北海道環境財団に対し、事業者による環境保全活動支援事業等を行うための経費を補助しました。

- 道民の生物多様性の保全等に関する理解の促進を図るため、道内で生物多様性の保全等に関して 優れた活動・模範的な活動を行う企業、団体、個人を「未来へつなぐ! 北国のいきもの守りたい賞 」として表彰しました。
- 企業や団体等の社会貢献意識の高まりを森林づくり活動として広げていくため、ほっかいどう企業の森林づくり協定の締結(2件)や道民との協働による水源林の復元(植樹330本)のほか、小さな「木棒=きぼう」を使った木のプールを東北に寄贈する「『希望』を『きぼう』でプロジェクト」(協賛企業団体2件)を実施しました。
- 森林環境税や森林づくりに関する道民理解の促進のため、リーフレットの配布により普及啓発を 行うとともに漁協による植樹イベントなどの森林づくり活動を支援しました。

# 《環境に配慮した事業活動の推進》

- 〇 環境保全に貢献している事業所等を評価する「北海道グリーン・ビズ認定制度」を運用し、環境 に配慮した事業活動の促進を図りました。
- 〇 地球温暖化対策推進法に基づく「第4期道の事務・事業に関する実行計画」に基づき全庁的な、 グリーン購入の推進など環境負荷低減の取組を継続して行いました。
- 道自らが所有する施設の省工ネ改修を行い、地場企業等によるコスト面・環境面での創意工夫と 産業間連携を促進するとともに、新工ネ導入や省工ネ改修工事による省工ネ・新工ネ効果について 、普及啓発事業を実施しました。
- 〇 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に際して、環境への配慮が適切に行われるよう、環境影響評価制度の適切な運用を行いました。(配慮書手続き13件、方法書手続き2件、準備書手続き4件)

### 《環境と調和した産業の展開》

〇 クリーン農業技術の開発(3課題)、YES!clean表示制度(登録実件数234生産集団) の推進・拡大に向けた取組を行ったほか、有機農業者等のネットワークづくりや消費者の有機農業 に対する理解醸成を図る取組を行いました。

- 各種イベント(環境広場さっぽろ、北海道産木材展など)に参加し、道内で生産された木材を道内で加工・有効利用する「地材地消」の情報発信を行いました。
- オーガニック農業の普及及び販路拡大のため、各地域における有機農業者等のネットワーク構築を支援したほか、有機農業への転換の手引きを作成し、ホームページなどによる情報発信を実施しました。また、オーガニック料理教室の開催等により、一般消費者への理解醸成及び需要喚起を図りました。

## 《環境ビジネスの振興》

- 環境への配慮や省エネ等に関する研究開発など、中小企業の競争力の強化を促進するため各種取組を支援しました。(マーケティング支援事業(9件)、市場対応型製品開発支援事業(6件))
- 地域エネルギーの効率的利用等を促進するため、環境関連製品の開発や事業化、技術開発及び実証等を行う事業を支援しました。
- 省エネに繋がる北海道の冷涼な気候や豊富な自然エネルギーの活用が見込まれるデータセンター の誘致に向け、立地適地としての北海道のPRのためセミナーや現地視察会を開催しました。
- 道内企業の優れた技術や製品を道内外に広くPRするため、オンライン展示会へ北海道ブースを 出展するとともに、道内企業の環境・エネルギー分野への参入促進を図るため、オンラインセミナーを開催しました。

また、道内企業の水素関連ビジネスへの参入を促進するため、支援のあり方を検討するとともに 水素関連産業への参入支援を行いました。

## 《環境と調和したまちづくり》

- 交通の安全を確保し、あわせて住民の心身の健全な発展に資するため、札幌恵庭自転車道線など の整備を実施し、都市部と公園や観光地域等を相互に連絡する広域的なネットワーク形成を図りま した。
- コンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環及び生活を支える取組を一体的に進め、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域を目指す「北の住まいるタウン」の推進のため、事例見学ツアーや、まちづくりセミナーを開催するなど普及啓発を行いました。

# 《基盤的な施策(調査研究・情報提供・国際的な取組)》

- 〇 本道の環境の状況等についてまとめた「令和2年環境の状況等に関する年次報告」及び「北海道環境白書'20」の作成、公表を行いました。
- 〇 道内における公害の状況の把握及び公害行政の効果的な推進に資する基礎資料とするため、化学物質環境実態調査、環境放射線等モニタリング調査、酸性雨モニタリング(土壌・植生)調査を行いました。

# ■課題と今後の方向

- 令和元年度に実施した「道民意識調査」において、日常の生活において環境に配慮した行動をし ていると回答した人の割合は59.7%と、基準年(平成25年度)に比べ17.1ポイント減少してい ることから、環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを進めるため、「北海道環境教育等 行動計画」に基づき、地域における環境教育の指導者を育成するとともに、家庭、学校、NPO、 事業者など様々な主体の連携・協働による取組を進めます。
- 〇 民間団体等の自発的な環境保全活動や協働取組については、引き続き事業者の環境配慮の意識の 向上を図る必要があることから、環境道民会議参加団体等に対する情報提供を密に行うとともに、 ニーズの把握や活動団体との協働取組や活動資金の助成を行い、民間団体等による積極的な環境保 全活動を支援します。
- 環境に配慮した事業活動の推進については、北海道グリーン・ビズ認定制度など各種制度の登録 事業者等の数が減少傾向にあることから、道自らが温室効果ガスの排出量削減を図るとともに、事 業者や市町村等が環境負荷の低減に積極的に取り組むよう各種制度のPRなどに努めます。
- 環境との調和に配慮したクリーン農業や有機農業の展開については、化学肥料や農薬を削減す る高度なクリーン農業技術の開発・普及やクリーン農業に対する消費者の認知度の向上を図るとと もに、販路確保のためのマッチング等を通じ、環境と調和した農業の普及と地産地消の拡大に努め ます。

また、道内で生産された木材を道内で加工・有効活用する「地材地消」の普及PRや出前講座を 実施し、道産木材の幅広い利用を促進します。

- 環境ビジネスの振興については、本道の多様で豊富なエネルギー資源や先進的な技術等の優位 性を活かし、リサイクル関連産業をはじめとする環境関連ビジネスの創出・育成を図るため、循 環資源利用促進税等を活用し事業化に向けた取組への支援などを行います。
- 環境と調和したまちづくりについて、「北海道土地利用基本計画」や「都市計画法」、「北海道 自然環境等保全条例」等の適切な運用により、環境に配慮した土地利用、無秩序な開発行為の規制 等を進めるとともに、交通手段におけるエネルギー消費の効率化など、環境負荷の少ない都市の実 現に向けた「コンパクトなまちづくり」を目指した取組を進めます。
- 環境に関する調査研究の推進については、国、関係自治体、各試験研究機関などと連携を図りな がら、地球温暖化防止、廃棄物の排出抑制・リサイクル、すぐれた自然や生物多様性の保全、大気 水質等の生活環境の保全など、様々な環境分野における課題解決に向け、取組を進めます。 JICAによる開発途上国の行政官等の研修生受け入れなど、国際貢献の取組を推進します。

## ■施策分野の取組とSDGsの目標(ゴール)

令和 2 年度の取組結果について、SDGsの目標との関連づけを行った結果は次のとおりです。





























# W 重点事項別の点検・評価

# 1 野生生物と共生する社会づくり

# ■目標とその達成状況

目標	科学的知見に基づいたモニタリングに基づき保護と管理のバランスを取り、捕獲個体の地域資源としての利活用も含めた総合的な対策に取り組むことにより、道民と野生生物が共存・共生できる社会の形成を目指します。
	エゾシカ個体数指数は、東部地域については平成 23 年度をピーク着実に減少しているものの依然として高水準にあり、西部地域については、平成24年度以降は一旦減少傾向が見られたものの、平成27年度以降に再び増加に転じた可能性があるなど、目標の達成に向けて遅れが見られており、南部地域におけるエゾシカの生息状況も、増加が継続しています。
	道では、国と連携して、国内希少野生動植物種に指定されているタンチョウの給餌事業を実施しており、これまでの取組の結果、タンチョウの個体数は近年、生息状況一斉調査で1,000羽を超える数が観察されています。
達成状況	平成26年度からレッドリストの見直しを行い、これまで「哺乳類」、「両生類」、「爬虫類」、「昆虫(チョウ目、コウチュウ目)」、「鳥類」、「魚類」の6分類群について、道内に生息・生育する「野生動植物の目録」及び「改訂レッドリスト」を作成・公表するなど、希少野生動植物種の保護を総合的に進めています。
	外来種については、アライグマ等の生息域が拡大し、農業被害が発生しており、在来種への影響が懸念されている状況にあることから、アライグマの計画的で円滑な防除の実現に向け、令和2年度末までに143市町村が外来生物法に基づく防除実施計画を策定していますが、策定数は近年横ばいとなっています。

# ■関連指標群の状況【再掲】

関連指標群 【関連指標等No.】	内容	
個別指標3一個一②	計画策定時の現状 (基準年)	139(平成 27 年度)
エゾシカ個体数指数	実績	128(令和元年度)
(東部地域)	 目標数値等	50 (令和3年度)
※ エゾシカ個体数指数 とは、東部地域は平成 5年度の値を100と して、各種調査の結果 から毎年の生息動向を 表したものです。	ていますが、依然として高水なる取組が必要です。	ジシカの生息状況は、平成 23 年度をピークに年々減少し 準にあり、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更
(個体数指数の計算方	200	156 157 <sup>162</sup> 156
法を変更し、過去にさ	150 - 128 138 139 134	120 122 128 133 140 148 156 157 102 156 146 144 139 136 134 131 128
かのぼって算定し直し ています。)	指数 112 115 11	0 108 113 120 122 128 133 140 148 156 157 162 156 146 144 139 136 134 131 128 基準
	0 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H1	2 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R3
個別指標3-個一③	計画策定時の現状 (基準年)	250(平成 27 年度)
エゾシカ個体数指数	実績	257(令和元年度)
(西部地域)	目標数値等	150(令和3年度)
とは、西部地域は平成 12年度の値を100 として、各種調査の結 果から毎年の生息動向	けては遅れが見られるため、	290 291
を表したものです。 (個体数指数の計算方 法を変更し、過去にさ かのぼって算定し直し ています。)	300 250 指 200 數 推 150 値 100 100 112 126 146 1 100 112 126 146 1 100 112 126 146 1	
【補足データ】 3ー補一⑩ タンチョウの生息数	平均値は、1,305 羽となって	たタンチョウ生息数の平成 30〜令和 2 年度の 3 年間の にいます。 なお、この調査は天候の状況等により観察数に大を観察する調査手法ではないため、、生息数をそのまま示
	1,500 生息1,200 - 数(羽)900 - 920 964 959 863 刀 600 - 平平均値 300 -	1,155 1,170 1,222 1,248 1,231 1,135 1,179 1,034 862 888

関連指標群 内 容 【関連指標等No.】 平成26年度に目録を作成する方針を定め、令和2年度までに本道の野生動植物の目 【補足データ】 録を作成した分類群の数は「哺乳類」、「両生類」、「爬虫類」、「昆虫(チョウ目)、 3-補一⑪ 野生動植物の目録を (コウチュウ目)」、「鳥類」、「魚類」の6つとなっています。 作成した分類群の数 目録を作成した分類群の数 6 5 4 3 2 (群 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 【補足データ】 「アライグマ防除実施計画」を策定している道内の市町村は令和2年度で143市町 3-補一⑫ 村となっており、近年は横ばいの状況です。 「アライグマ防除 実施計画」の 策定市町村数 143 150 139 125 127 計画策定市町村数(a) 117 105 101 91 (市町村) 30 0 H20 H21 H22 H25 令和元年度のエゾシカによる農林業被害額は約38億円とやや減少傾向にあります 【補足データ】 3-補一⑬ が、依然として高水準です。道では捕獲対策の強化を図っており、令和元年度の捕獲数 エゾシカ捕獲数及び は約 10.7 万頭となっています。 農林業被害額 160,000 8,000 137,632 137,021 ■被害額 → 捕獲数 124,626 128,104 140,000 7,000 捕 120,000 獲 数 100,000 頭 80,000 4 6,000 被 5,000 題 4,000 万 円 71,721 80,000 3,000 60,000 40,000 2,000 20,000 1,000 H6 H7 H8 H9 H10 H11 H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 【補足データ】 全道におけるエゾシカの推定生息数は平成 23 年度から減少に転じ、令和元年度はピ 3-補一個 ーク時より 10 万頭少ない約67万頭と推定されています。 エゾシカ推定生息数 90 80 70 60 50 (万頭) 40 30 20 10 0 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度

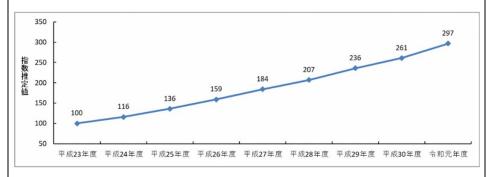
# 関連指標群 【関連指標等No.】 【補足データ】 3-補一億 (南部地域)

エゾシカ個体数指数

※ エゾシカ個体数指数 とは、南部地域は平成 23 年度の値を100 として、各種調査の結 果から毎年の生息動向 を表したものです。 (個体数指数の計算方 法を変更し、過去にさ かのぼって算定し直し ています。)

#### 内 容

北海道南部地域におけるエゾシカの生息状況は、増加が継続しています。



## ■令和2年度の主な取組

- 希少野牛動植物種保護対策として、ヒダカソウなどの指定希少野牛動植物種のモニタリングを実施 し、国と連携したタンチョウの保護増殖事業を実施したほか、レッドリストの見直し作業を進めました。
- 「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」に基づき、道内の生物多様性に著しい影響を及ぼす 又はそのおそれがある指定外来種であるアズマヒキガエルの目撃情報を道のホームページで公表し拡 散防止について普及啓発を行うとともに、特定外来生物であるアライグマやセイヨウオオマルハナバ チの捕獲などを実施し、外来種の防除を推進しました。
- 魚食性が強く水産資源に与える影響が懸念される外来魚について、生息状況の把握や地元と連携し た外来魚の駆除(ブラウントラウト:渡島管内6河川)のほか、外来魚の移植禁止の周知を図るため の啓発活動を行いました。
- 野生鳥獣の適切な保護管理を行うため、鳥獣保護区(9カ所)及び特定猟具使用禁止区域(13カ所)の 指定等を行い、案内板や制札を整備しました。
  - また、アザラシ類の現状や漁業被害対策などについて評価・検討を行うため、学識経験者等からな る北海道アザラシ管理検討会を開催(2回、うち1回は書面開催)しました。
- 人とヒグマとのあつれき軽減とヒグマ個体群の存続を両立するため、ヒグマ対策地域連絡協議会の 開催(全道10振興局)、ヒグマ注意特別期間の設定による啓発活動、ヒグマ個体群動態調査・広域 痕跡調査等のほか、ヒグマ保護管理人材育成研修会(6回)、ヒグマ保護管理検討会(1回)を開催 しました。また、地上における追払装置の開発及び効果検証、画像(動画)からのヒグマ検出するA 1の開発、ヒグマ探索のためのドローンの飛行実験等を行うとともに、ヒグマ地域個体群生息数推定 に係る現地調査を行いました。
- エゾシカの個体数を適正に管理し被害の低減を図るため、エゾシカ保護管理計画に基づき、エゾシ 力対策協議会の開催、生息環境・捕獲状況調査等の実施、指定管理鳥獣捕獲等事業(全道9地域、合 計735頭捕獲)のほか、狩猟の適正管理のための巡視・普及啓発を行いました。
- 地域における安定的なエゾシカ捕獲体制を維持するため、認定鳥獣捕獲等事業者を活用した捕獲研 修等を行い、経験の少ない狩猟者を対象に捕獲技術の向上を促進しました。
  - また、銃を扱うハンターが高齢化に伴い減少する中、増加するエゾシカ食肉の需要に対応するため 、ICTを活用したくくりわな捕獲管理体制の効率化等検証を行うとともに、ICT活用モデルPR資料を 作成しました。
- 漁業被害の防止・軽減化のため、漁業者ハンターの育成を行うとともに、オットセイによる漁業被 害軽減に係る検討会へ参画し、海獣類による総合的な被害防止対策を行いました。

# ■課題と今後の方向

- 多大な農林業被害等をもたらしているエゾシカについて、近年、生息数は減少傾向にあるものの依然目標数値より高く、天然林の樹皮剥離や林床植物の採食、高山植生の変化など、生態系への悪影響や交通事故の増加など人間とのあつれきが顕著であることから、「北海道エゾシカ管理計画(第5期)」に基づき、適正な個体数の管理に向け、捕獲の促進や担い手の確保、有効活用の推進など、総合的な対策を進めます。
- 希少野生動植物種については、引き続きモニタリングの実施やレッドリストの見直しを進め、生息 ・生育状況等を的確に把握するとともに「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」や「希少野生 動植物種保護基本方針」に基づき、希少野生動植物種の保護対策を進めます。

また、タンチョウの生息数は近年安定しており、徐々に生息域が拡大する傾向にありますが、越冬期には給餌場に集中しており、高病原性鳥インフルエンザなどの感染症が発生すると、一気に個体数が減少するおそれがあるため、関係機関が連携して引き続き越冬地の分散を進めます。

○ 農業被害の増加や本道固有の生態系への影響等が懸念されているアライグマについては、防除実施 計画が未策定の市町村に策定を促すとともに、市町村等と連携して「春期捕獲推進期間」を設定する などして防除の取組を進めます。

また、ブラウントラウトについては、遊漁者が利用している実態があるため、遊漁者の理解促進と併せて駆除を行っていくとともに、ブルーギルやブラウントラウトについては、河川等で再生産(繁殖)しており撲滅までに時間を要することから、さらなる拡散防止に向け検討を進めます。

○ 集落付近への出没や農作物被害が増加しているヒグマについては、平成29年3月に策定した全道のヒグマ対策の指針となる「北海道ヒグマ管理計画」に基づき、将来にわたって地域の危機管理体制を構築し、人身・農業被害などヒグマによる軋轢の軽減と地域個体群の存続に向けた取組を推進するため、ヒグマ捕獲技術者や保護管理を担う人材を育成するとともに、ヒグマによる人身被害について注意喚起などの啓発活動を継続して行います。

## ■施策分野の取組とSDGsの目標(ゴール)

令和2年度の取組結果について、SDGsの目標との関連づけを行った結果は次のとおりです。









# 2 地域の資源を活用した持続可能な地域社会の形成

#### ■目標とその達成状況

# 目標

再生可能エネルギーの利用拡大や、バイオマスなどの循環資源の活用により、クリーンなエネルギーを自給し、地域の循環資源を活用する持続可能な地域社会の形成を図ります。

発電分野における新エネルギー導入量は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入(平成24年7月)を契機に太陽光やバイオマスなどの導入が進んだ結果、近年は実績値が伸びており、令和元年度実績において目標を達成しています。

達成状況

エネルギー地産地消の取組支援などにより、地域の特性を活かした熱利用分野における新エネルギー 導入量は、基準年(平成24年度)より増加していますが、目標の達成に向けては遅れが見られるため、 更なる取組が必要です。

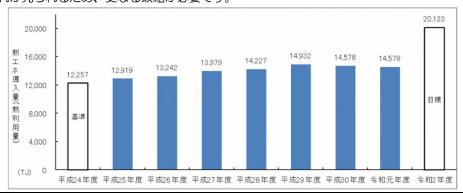
平成30年度の廃棄物系バイオマス利活用率は90.4%であり、また、未利用バイオマス利活用率は81.4%となっており、基準年(平成24年度)に比べ、いずれも目標を達成していますが、令和2年度の本道のバイオガスプラント施設数は、145基となっているほか、本道のバイオマス活用推進計画等策定市町村数は54市町村となっており、いずれも近年、横ばいとなっています。

# ■関連指標群の状況【再掲】

関連指煙群

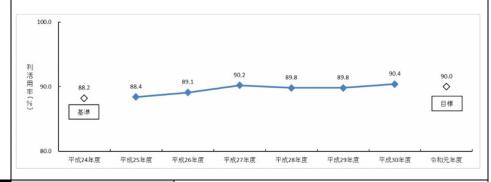
関連指標等№.】		内 容
関連指標1-指一②	計画策定時の現状 (基準年)	5,866 百万 k W h (平成 24 年度)
新エネルギー導入量	実績	8,766 百万 k W h (令和元年度)
発電分野(発電電力量)	目標数値等	8,115 百万 k W h (令和 2 年度)
	バイオマスなどの導入が進ん 績において目標値を達成して 新 8.000 エ ネ	価格買取制度の導入(平成 24 年 7 月)を契機に太陽光やだ結果、近年は実績値が大きく伸びており、令和元年度実います。  8.786 8.115 8.775 8.775 8.786 8.786 8.115 8.786 8.115 8.786 8.115 8.786 8.115 8.786 8.115 8.786 8.786 8.115 8.786 8.786 8.115 8.786 8.786 8.115 8.786 8.786 8.115 8.786 8.786 8.115 8.786 8.786 8.115 8.786 8.786 8.115 8.786 8.786 8.115 8.786 8.
- 関連指標1 ─指─③	計画策定時の現状 (基準年)	12,257T J(平成 24 年度)
新エネルギー導入量	実績	14,578T J(令和元年度)
熱利用分野	目標数値等	20,133T J(令和 2 年度)
	エフルギー协会协治の取組	支援などにより バイオマスを中心に地域の特性を活かし

エネルギー地産地消の取組支援などにより、バイオマスを中心に地域の特性を活かした熱利用は、基準年(平成24年度)より増加していますが、目標の達成に向けては遅れが見られるため、更なる取組が必要です。



関連指標群 【関連指標等No.】		内	容			
関連指標2-指一③	計画策定時の現状 (基準年)		89.8%(平成 28 年度)			
廃棄物系バイオマス	実績		90.4%(平成 30 年度)			
利活用率	目標数値等		90%(令和 4 年度)			
(発生量ベース)	平成30年度の本道の廃棄物系バイオマス利活用率は、90.4%となっており、基準					

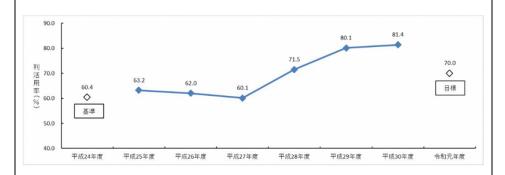
年(平成28年度)に比べ、2.2ポイント上昇しており、目標を達成しています。



#### 計画策定時の現状 関連指標2-指一④ 71.5% (平成 28 年度) (基準年) 実績 81.4% (平成 30 年度) 未利用バイオマス 70% (令和 4 年度) 目標数値等

利活用率 (発生量ベース)

平成 30 年度の本道の未利用バイオマス利活用率は、81.4%となっており、基準年 (平成28年度)に比べ、9.9ポイント増加しており、目標を達成しています。



【補足データ】 2-補-③ 廃棄物系バイオマスの 種別ごとの発生量及び 利活用量

平成30年度の本道の廃棄物系バイオマスの発生量及び利活用量は、下表のとおりと なっています。

IX	種類	発生量		利活用仕	利活用率	
分性類		湿潤重量	炭素量換算	湿潤重量	炭素量換算	(炭素量ベース)
一般廃棄	紙類 (一般廃棄物)	1,161,435	412,658	645,000	229,169	55.5%
	集団回収・業者回収 資源ごみ	645,000	229,169	645,000	229,169	100.0%
	可燃·不燃·混合	516,435	183,489	0	0	0.0%
物	生活系・事業系生ごみ	525,042	22,511	60,738	2,604	11.6%
	し尿等	609,752	7,727	129,291	1,638	21.2%
	小計	2,296,229	442,895	835,030	233,411	52.7%
	有機性汚泥	7,034,154	216,974	6,861,042	201,454	92.8%
産	下水汚泥	4,343,067	40,026	3,947,884	36,384	90.9%
業廃	紙くず	10,050	3,571	7,551	2,683	75.1%
棄	木くず	558,187	245,770	499,257	219,823	89.4%
物	動植物性残さ(食料品)	131,633	48,815	121,308	44,986	92.2%
1000	家畜ふん尿	19,715,035	1,176,396	19,715,028	1,176,396	100.0%
	小計	31,792,126	1,731,551	31,152,070	1,681,725	97.1%
	黒液	1,900,791	533,172	1,900,791	533,172	100.0%
	廃棄物系バイオマス計	35,989,146	2,707,618	33,887,890	2,448,308	90.4%

	1							-
関連指標群 【関連指標等No.】	内	容						
【補足データ】 2ー補一④ 未利用バイオマスの		: 30 年度の います。	の本道の未	利用バイス	ヤマスの発生	量及び利活用	量は、下表	<b>そのとおりと</b>
種別ごとの発生量及び	区	75.07		発生	量	利活用仕	向量	利活用率
利活用量	分	種類	沒	記潤重量	炭素量換算	湿潤重量	炭素量換算	(炭素量ベース)
15/0/13=		農作物非	食 部	1,437,151	411,456	1,251,459	358,293	87.1%
	未	稲わ	5	509,236	145,794	444,552	127,275	87.3%
	利	もみ	殻	127,765	36,579	86,083	24,646	67.4%
	用	麦 か	6	800,150	229,083	720,824	206,372	90.1%
		林地残材		940,000	248,329	676,000	178,586	71.9%
	未	利用バイオマス	it	2,377,151	659,786	1,927,459	536,878	81.4%
		0. 左座のt	-\\\\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<b>→ → → −</b>	· > ,   +/ <del>-</del> =0.**+/-	+ 4 4 5 # 1-7	= <b>7</b> ±10	+#1-#1 > 1- #=
【補足データ】			1.追のハイス	オカスノラ	ント施設数は	ま 145 基とな	よっ (ねり、	横はいとな
2-補一⑤	ってい	はす。						
バイオガスプラント	160	[					145	145
施設数		■農業・畜産系	●都市廃棄物系	■合計	137	139		
	バイナ 120			11	7			
	オ 120 ガ		99				101	101
	イオ 120 ガスプラン 80	93	39	02	92	96		
	5 80	-		83				
	ŀ.	58	65					
	ト施設数(基)				45	43	44	44
	数 40	_ 35	34	34				
	*							
	0	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		十成20年及	十成27千度	十八人20十八	一次25年度	十成304度	节和几千度	节和2年度
【補足データ】	<b>介</b> 和	12年度のオ	道のバイス	オマス活用	推進計画等領	(東京市町村数)	は、54 市田	T村となって
2-補一⑥		近年、横ば				K/C   P = 3   3 \$X	10 <b>.(</b> 0 1 1   0 <u>0</u>	110000
バイオマス活用	00.7	<b>建干、</b> 网络	WICA 2 (	. 0 100 9 0				
推進計画等								
策定市町村数	60			1001	51	54	54	54
東上川町刊数	50	- 44	45	49				
	es 40							
	策 40 定 市 30							
	Bl	-						
	村 数 20	-						
	10							
	0			1				
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度

## ■令和2年度の主な取組

- 「北海道水素社会実現戦略ビジョン」に掲げる水素サプライチェーンの構築を着実に推進するための「水素サプライチェーン構築ロードマップ」に従い、オンラインのほか各地でFCVやエネファームの普及啓発(全道4カ所5回)を開催するなど、水素社会の実現に向けた機運醸成・理解促進を図る取組を行いました。
- 「省エネルギー・新エネルギー普及啓発展」の開催や省エネルギー・新エネルギー関連助成制度を 一覧できるホームページの作成・周知を行うなど、道民や道内事業者に対し広く普及啓発活動を実施 しました。
- 新エネルギーの地産地消を拡大するため、地域における先駆的なエネルギー地産地消のモデルとなる取組に対し、事業化の支援(継続:4件)等を行ったほか、新エネルギー導入に向けた設計(3件)及び設備導入(6件)、地熱井の掘削(1件)について支援を行いました。
- 〇 新エネルギー導入可能性調査の実施支援(1件)や、地熱・温泉熱の具体的な活用方法の検討を進めるためのアドバイザーを派遣(1件)のほか、地域における新エネルギー導入に向けたコーディネーターを派遣(14市町村)しました。
- 〇 小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に取り組む市町村等に対して技術・経営の両面からアドバイス(4町)を行い、オンラインで「小水力発電研修会」を開催(20市町村)しました。
- 市町村が間伐等の森林整備や公共施設等における木材利用などの事業を円滑に実施できるよう、市町村職員を対象とした研修会の開催や相談窓口を設置したほか、道が保有する森林情報を共有するシステムの機能の充実などに取り組みました。
- 森林整備に対する理解促進とカーボン・オフセットの認知度向上及び市場の拡大を図るため、森林 吸収系オフセット・クレジットを発行する道内市町村との同時販売や植樹イベントを実施しました。
- 道内のバイオマス資源の有効活用を促進するため、フォーラム等の開催やメールマガジンの発行等 を行いました。
- 〇 低炭素社会の実現に有効な木質バイオマスの安定供給体制を確立するため、林地未利用材の集荷搬出に係る実証結果の普及や事例調査(3件)を行いました。
- 地域における木質バイオマスの熱利用を拡大させるため、家庭用ペレットストーブの展示会(8回)や 工務店向けの技術相談窓口の設置等を行いました。

# ■課題と今後の方向

- 積雪寒冷・広域分散という本道の地域特性(冬期暖房・自動車使用頻度など)により、化石燃料への依存度が高いことから、太陽光、水力、風力、雪氷やバイオマスなどの様々な再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、北海道が優位性を発揮する森林資源の着実な整備やバイオマス資源を活用したカーボン・オフセットなど、温暖化対策の取組を促進する必要があります。
- 「北海道水素イノベーション推進協議会」において、産学官が連携して水素社会の形成に向けた取組を促進します。
- 〇 「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づき、道民、事業者、市町村等の連携・協働のもと、地球温暖化防止に関する施策を推進していきます。

また、脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を目指して、道民・事業者の地球温暖 化防止行動を促進するための普及啓発や自発的な環境活動に対する支援を実施するとともに、地域特 性を生かした環境にやさしいエネルギーの導入を進めるため、エネルギーの地産地消、省エネ、新エ ネの促進、導入に対する支援や二酸化炭素吸収源対策などの関連施策を推進します。 ○ 道内に多様かつ豊富に存在するバイオマスについては、利活用率の向上が見られるものもありますが、種類や地域により偏りがあるため、平成 25 年 12 月に策定した「北海道バイオマス活用推進計画」に基づき、関係者と連携し、利活用システムの構築や施設整備を促進するとともに、利活用技術の開発研究を進めるなど、地域循環圏の形成に向けた取組を総合的・計画的に推進します。

# ■施策分野の取組とSDGsの目標(ゴール)

令和2年度の取組結果について、SDGsの目標との関連づけを行った結果は次のとおりです。



# 3 豊かな自然の次代への継承

# ■目標とその達成状況

目標	知床をはじめとした本道の豊かな自然を次の世代に引き継ぐため、様々な主体と連携・協働を図りながら、自然環境等の保全とその適正な利用、これらの活動の担い手や指導者の育成を推進します。
達成状況	本道のすぐれた自然地域の面積は、令和3年3月に厚岸霧多布昆布森国定公園が新規指定されたことから、増加しています。
	自然公園等の地域の保全のため配置している自然保護監視員、鳥獣保護管理員及び生物多様性保護監 視員は、近年は概ね横ばいの状況となっていますが、長期的には漸減しています。
	多様な生態系や水源涵養機能を有する森林の保全や整備、豊かな生物をはぐくむ潤いのある河川環境の保全・整備などの取組が特に求められる森林において、森林所有者等が設定する「生物多様性ゾーン」の面積は着実に増加しています。
	本道の一人当たりの広域公園面積は近年横ばいとなっており、道立公園の利用者数については、近年、 増加傾向となっていましたが、平成30年以降、胆振東部地震や新型コロナウイルス感染症等の影響に より利用者が減少しています。
	水辺に集い憩える場が整備された河川空間の数は概ね順調に増加しているほか、緑化活動団体等の自 発的な活動の定着により、道民との協働による森林づくりの取組が進んでいます。
	令和2年度の自然公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、 対前年比54.5%となっています。

# ■関連指標群の状況【再掲】

関連指標群 内 容 【関連指標等No.】 本道のすぐれた自然地域の面積は、令和3年3月に厚岸霧多布昆布森国定公園が新 【補足データ】 3-補一① 規指定されたことに伴い増加しています。(道立自然公園から区域を拡大し昇格) ※ 自然公園(国立公園・国定公園・道立自然公園)及び自然環境保全地域等の面積の合計 すぐれた自然地域の面積 920 907 面900 積 895 895 896 896 895 ha<sub>880</sub> 860 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 【補足データ】 生物多様性の保全のため特に整備・保全が求められる森林において設定する「生物多 3-補-② 様性ゾーン」の面積は、着実に増加しています。 森林所有者等が 生物多様性保全のため 87,182 81,156 81.470 特に森林の整備・保全を 76,342 76.368 74.589 森 80,000 林 行う面積 65,825 65,903 66,681 60,000 保全を行う面 40,000 20,000 積 ha 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度末の本道の一人当たりの広域都市公園面積は、2.6m²/人となっており、 【補足データ】 3-補一③ 平成26年度以降は横ばいとなっています。 一人当たり 広域都市公園面積 2.5 2.4 2.4 1.9 1.9 m 1.0 Ś 0.0 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R2 【補足データ】 本道の水辺に親しめる河川空間整備数は、令和2年度までに206カ所となってお 3-補一⑤ り、着実に整備を進めている状況となっています。 水辺に親しめる 河川空間整備数 210 205 204 203 202 河川空間整備数 200 199 200 196 194 河 河 川 189 185 180 H19 H24 H27 H29 H30 R1 R2 H18 H20 H21 H22 H23 H25 H26 H28

関連指標群 内 容 【関連指標等No.】 【補足データ】 平成20年度から平成27年度までの道民との協働により育てる樹木の本数は累計約 3-補-⑥ 560 万本となっています。なお、近年緑化活動団体等の自発的な活動の定着が進んで 道民との協働により きていることから、平成27年度実績をもって調査を終了しています。 育てる樹木の本数 600 560 植 樹 500 451 · 育樹 400 累計 300 本数 391 242 数(万本) 87 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 【補足データ】 令和2年度の本道の自然公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により 3-補-8 利用者が大幅に減少し、対前年比54.5%となりました。 自然公園利用者数 √ 4562 4690 5000 4465 3680 4000 3517 3401 3052 3207 3357 3372 3504 3437 3485 3324 3446 利用者数( 3000 1877 2000 万人) 1000 0 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H30 令和2年度の本道の自然保護監視員等の人数は417人、また、監視延べ日数は7,228 【補足データ】 3-補-9 日と近年は概ね横ばいの状況となっていますが、長期的には漸減しています。。 自然保護監視員等の 人数と監視延べ日数 600 546 目然保護監視員等(人) 500 451 444 430 432 431 431 427 421 419 417 400 300 200 100 0 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H27 【補足データ】 令和 2 年度の健全な水循環確保のための流域環境保全計画策定数は、全道で 12 流 域となり、着実に策定数が増加しています。 4-補-③ 健全な水循環確保の ための流域環境 保全計画策定数 計画策定数(流域) 0

## ■令和2年度の主な取組

- 各自然公園や鳥獣保護区等における適切な保護管理、利用者や狩猟者の指導及び希少種の保護監視等を行うため、自然保護監視員等を配置し、自然環境の保全を図りました。(自然保護監視員134名、鳥獣保護管理員283名、生物多様性保全監視員249名(兼務含む))
- 漁業者等が行う藻場・干潟等の機能維持・回復に資する保全活動に支援を行いました。
- 〇 然別川、久著呂川など6河川において、魚類の遡上に支障となっている河川横断工作物の改築や自然環境が消失又はその恐れのある河川の自然環境の保全・復元を行いました。
- 国や地元自治体等と連携・協力して、その類い希な自然環境を将来にわたり保全・管理するため、サ ケ科魚類モニタリング調査を行いました。
  - また、知床の価値について改めて考える日である「知床の日」(毎年1月30日)に道民力レッジ連携講座を開催し、知床の価値の普及に努めました。
- 〇 国立、国定及び道立自然公園の適正な利用と景観保全を図るため、51施設で補修・改良等を行いました。
- 〇 道民が安全かつ自由に森林を利用できるよう、58カ所で草刈りや散策路の補修等必要な維持管理を行いました。
  - また、森林づくりに対する道民の理解の醸成を図るため、地域のニーズに応じた森林ふれあいプログラム(346回)の提供や季節情報誌の発行(17森林室)を行いました。
- 自然公園の優れた風致景観維持のため、道内の重要・主要な自然公園等の地域において、美化清掃 活動の推進のほか、適正利用のためのマナー普及等を図りました。
  - また、自然公園内行為に係る現地調査・巡視、スノーモビル等の乗り入れ規制地区における案内標 識、制札の設置・更新のほか、大雪山国立公園利用者への指導を行いました。
- アウトドア活動の振興を図るため、アウトドアガイド等の認定、北海道アウトドア資格制度推進委員会の運営、資格制度普及PR等により、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進しました。

# ■課題と今後の方向

- 近年、自然公園の利用形態が多様化し、急激に社会情勢や自然環境が変化してきていることなどを 踏まえ、北海道の貴重な自然環境を保全し、後世に引き継いでいくため、自然保護監視員等による監 視活動を継続実施するなど、自然公園や道自然環境保全地域等のすぐれた自然環境を適切に保護・管 理するとともに、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用について普及啓発を進めていきます。
- 森林の二酸化炭素吸収機能による地球温暖化防止など、森林の持つ多面的機能の発揮に対する道民の期待が高まっていることから、人工林の間伐や更新を計画的に推進するなど森林の整備を適切に進めます。
- これまで藻場や干潟等の保全活動を実施していた漁業者の減少・高齢化に伴い、藻場・干潟の減少 や機能低下が進行しているため、関係者と連携し、河川・湖沼・海岸など、多様な水辺空間の保全と 整備に努めます。
- 〇 令和 2 年度の本道の自然公園利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が大幅に減少し、対前年比 54.5%となりました。

引き続きすぐれた自然環境を適切に保護・管理するため、自然公園等の美化活動を推進するほか、近年は様々なアウトドア活動やより深い自然体験へのニーズが高まっていることを踏まえ、適正な利用を促進し、自然とふれあう場や機会の提供に努めます。

また、アウトドア資格制度の運営を通じ、アウトドア活動を支える基盤づくりを推進するほか、地域の特性を生かしたエコツーリズム、グリーン・ツーリズム等を推進します。

○ 「北海道知床世界自然遺産条例」に基づき、知床の自然環境の保全と適正な利用を進めるため、 関係機関と連携しながら各種モニタリングを継続していくほか、「知床エコツーリズム戦略」を踏ま えた知床世界自然遺産の適正な保全と利用に向けた取組を進めるとともに、「知床の日」の普及啓発 に努め、知床世界自然遺産の将来世代への継承を図ります。

# ■施策分野の取組とSDGsの目標(ゴール)

令和 2 年度の取組結果について、SDGsの目標との関連づけを行った結果は次のとおりです。



# V 総合的な評価(3つの社会に係る評価)

北海道環境基本計画では、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会を統合的に実現させた持続可能な 北海道(エコアイランド北海道)の実現を目指しています。

エコアイランド北海道の実現に向けては、複数の分野で対応しなければ解決に結びつかない課題や対応の統合により相乗的な効果が期待できる課題等について、分野間の連携を図りながら統合的な取組を進める必要があります

一方で、ある分野の環境影響を低減するための取組が、他の分野で別の環境影響を発生させる場合も あることから、施策の立案や実施に当たっては、当該施策についての総合的な評価も重要です。

そのため、環境基本計画の点検・評価に当たっては、各分野の施策について3つの社会構築の観点から点検し、総合的な評価を行っており、ここでは令和2年度に講じられた各分野の施策について、3つの社会の構築に係る観点からの点検・評価結果を記載します。

# 1 地域から取り組む地球環境の保全に関する施策の評価

#### ■循環型社会構築の観点からの評価

- ・ 脱炭素社会の構築に向け、地域特性を活かした廃棄物等を活用したエネルギー利用の促進やバイオマスの利活用など、環境にやさしいエネルギーの導入を進めることは、廃棄物の適正利用の観点からも重要であり、取組を推進する必要があります。
- ・森林や木材がもつ二酸化炭素吸収・固定機能の高度発揮や、木質バイオマスのエネルギー利用による二酸化炭素の排出削減を進める必要があります。
- ・地球温暖化防止のために、気候変動による影響などの情報を収集するとともに、フロン類の適正な回収・破壊が必要です。
- 流域環境保全のため、海岸漂着物対策は今後とも必要です。

#### ■自然共生社会構築の観点からの評価

- ・地球温暖化は、本道の生物多様性を脅かす要因の一つであることから、温室効果ガスの排出抑制対策の推進は今後も積極的に進めるとともに、気候変動への適応や緩和策の実施に伴う生物多様性への影響にも留意する必要があります。
- •気候変動の緩和策として再生可能エネルギー導入を促進していくことは重要な取組の一つですが、一方、大型風力発電や太陽光発電などの設置に当たっては、設置予定地の生態系に十分配慮するとともに、環境アセスメント制度の適切な運用を図る必要があります。
- ・二酸化炭素吸収源としての森林整備は、野生生物の重要な生息・生育環境の保全にも資することから、森林の整備・保全の推進に当たっては、生物多様性の保全を重視した質の高い森づくりを進める必要があります。
- ・海・湖・河川・湿原などの流域環境は、多くの野生生物の生息・生育空間となっていることから、生物多様性保全の観点からも保全の取組が必要です。

# 2 北海道らしい循環型社会の形成に関する施策の評価

#### ■低炭素社会構築の観点からの評価

• 3Rの推進や廃棄物の適正処理の推進は廃棄物由来の温室効果ガスの排出量の減少に寄与することから、取組を推進する必要があります。

#### ■自然共生社会構築の観点からの評価

- 不法投棄などの廃棄物の不適正処理は、自然環境や野生生物に著しい悪影響を与えることから、生活環境の保全とともに環境負荷の低減につながる取組として、3Rの推進や廃棄物の適正な処理を積極的に推進する必要があります。
- ・未利用木材の活用などによりバイオマス資源を有効利用することは、森林環境の整備や生物多様性の保全及び 持続可能な利用につながることから、積極的に推進する必要があります。
- ・リサイクル関連産業の振興は、天然資源の採取などを抑制するとともに生物多様性の保全及び持続可能な利用につながることから、今後も推進する必要があります。

# 3 自然との共生を基本とした環境の保全と創造に関する施策の評価

### ■低炭素社会構築の観点からの評価

- ・自然公園などの優れた自然地域の保全や森林の整備・保全、道民参加による森林づくりの推進などは、いずれも二酸化炭素吸収源対策としても重要であることから、取組を推進する必要があります。
- ・地球温暖化防止行動の促進を図るため、自然環境の保全と適正な利用を進めるエコツーリズム等の取組が必要です。
- ・エゾシカ対策による樹皮剥離等の防止は、二酸化炭素吸収源である森林の管理・保全の観点からも取り組む必要があります。

### ■循環型社会構築の観点からの評価

- 知床世界自然遺産などの本道の豊かな自然環境の保全及び北海道らしい景観や野生生物の適正な生息域を確保するため、行政のみならず、事業者、住民、団体等の連携による自然公園などへの不法投棄防止のための監視活動等が必要です。
- ・森林の整備・保全を進めるためには、間伐材などの林地残材等をバイオマス資源として利活用し、森林資源の循環を確立させる必要があります。
- 自然公園など自然とのふれあいの場において、ごみの持ち帰り等の普及啓発を行うことにより、環境に配慮した循環型社会のライフスタイルの推進にも寄与するものと考えます。
- ・エゾシカ食肉処理施設の衛生的な管理や施設から発生する残さの適正処理を推進するため、狩猟者等による衛生管理等に関する技術の取得が必要です。

# 4 安全・安心な地域環境の確保に関する施策の評価

### ■低炭素社会構築の観点からの評価

・環境にやさしい低公害車や次世代自動車等の導入は、良好な大気環境の保全を図るためにも推進する必要があります。

#### ■自然共生社会構築の観点からの評価

- ・良好な大気環境の保全は、野生生物の生息や生育など生物多様性の保全に重要であることから、今後も積極的に 推進する必要があります。
- ・水辺が生息や生育の場所となっている野生生物にとって、水質の変化や汚染は深刻な影響をもたらすことから、 健全な水循環の確保の取組を今後も積極的に推進する必要があります。
- ・土壌汚染は、周辺の植物のほか水循環を通じて様々な生態系への影響が懸念されることから、土壌汚染対策を積極的に推進する必要があります。
- ・難分解性の化学物質の自然環境への放出は、生態系に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、化学物質対策 の積極的な取組が必要です。

# 5 各分野に共通する施策の展開に関する施策の評価

## ■低炭素社会構築の観点からの評価

- ・オール北海道で地球温暖化対策に取り組むためには、道民の環境配慮意識を高め、環境にやさしいライフスタイルの浸透・定着を図る必要があることから、家庭や学校、行政、事業者などが一体となり、子どもから大人まであらゆる世代の学習・教育機会を創出することが必要です。
- ・事業者や民間団体等による環境に配慮した事業活動や地球温暖化防止行動の実践を促進するため、本道の多様で豊富なエネルギー資源等の優位性を活かし、リサイクル関連産業をはじめとする環境関連ビジネスの創出・ 育成を図る必要があります。
- 都市の低炭素化を促進するため、都市計画等の各種計画の改定等に当たっては温室効果ガスの排出抑制等の検討について連携を図る必要があります。
- ・地球温暖化防止など様々な環境分野における課題解決に向け、国、関係自治体、各試験研究機関など関係機関と 連携して調査研究や技術開発を促進し、地球温暖化防止に関する施策・対策に反映させることが必要です。

## ■循環型社会構築の観点からの評価

- 3R 等の推進のためには、道民の環境配慮意識を高め、環境にやさしいライフスタイルの浸透・定着を図る必要があることから、家庭や学校、行政、事業者などが一体となり、子どもから大人まであらゆる世代の学習・教育機会を創出することが必要です。
- 市町村や事業者等による、環境配慮型製品やサービス等の優先的調達など環境に配慮した事業活動を促進する ため、道が率先してグリーン購入などの3Rを推進するとともに、情報の提供などの取組を推進する必要があ ります。
- 有機肥料を使用したクリーン農業や道産材などのバイオマス資源の利用した事業活動は、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進に結びつくことから、継続した取組が必要です。
- 環境と調和したまちづくりのため、地域の未利用バイオマス資源を地域でエネルギー等として利用する域内循環の取組が必要です。
- ・廃棄物焼却炉周辺におけるダイオキシン類の問題や産業廃棄物の排出抑制などの課題解決に向けて、国、関係自治体、各試験研究機関などと連携して調査研究を推進することが必要です。

## ■自然共生社会構築の観点からの評価

- 自然とふれあい、自然の仕組みを知り、その恩恵や脅威をくみ取る能力を伸ばす環境教育の機会を、すべての世代に提供することが必要です。
- 本道の豊かな自然を次世代に引き継ぐためには、道民や事業者、民間団体等の地域の多様な主体の協働による取組を推進することが必要です。
- 天然資源の採取抑制やリサイクルの活用による廃棄物の排出抑制等の環境と調和したビジネスの振興は、本道の生物多様性の保全及び持続可能な利用に寄与することから、積極的に推進する必要があります。
- ・気候変動による生物多様性等の変化に迅速に対応するため、種や生態系に係る基礎研究のほか、モニタリングや 将来予測等の研究が必要です。